平成２４年（フ）第８号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字上赤岩993番地６
債務者　荒井　守夫
１　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　金野　俊男
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５２３号
埼玉県東松山市材木町３番２号
債務者　野口　和夫
１　決定年月日時　平成24年２月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　矢部　喜明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月15日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第７８号
愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字北木戸西48番地509　県営諸輪住宅５棟402号
債務者　プリネーゼこと　山口花朱美（旧姓松原）
１　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　牧野　一樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月15日午前11時50分
５　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９２号
釧路市堀川町８番３号　ハイツクレソンＤ号室
債務者　土谷　恵一
１　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白　　諾貝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月９日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９９号
秋田県能代市字大瀬儘下29番地１　12棟１号
債務者　石川　　修
１　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高城　智子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月10日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２４年（フ）第１５号
山形市あこや町１丁目９番35号
債務者　後藤　昌子
１　決定年月日時　平成24年２月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　熊谷　　誠
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月10日午後１時40分
５　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７１号
札幌市中央区北９条西20丁目２番10号　フレンドマンション105号
債務者　山口　広祐
１　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡田　裕介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２号
岐阜市正木1372番地１　シティ正木２　105号室
債務者　田中　　竜
１　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤　　良寛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月11日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５１９号
埼玉県飯能市大字岩渕29番地12
債務者　古川　義明
１　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高橋　太司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月30日午後１時20分
５　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４１２号
佐賀県鳥栖市村田町669番地７　コーポかおりＢ―102
債務者　樗木　　勝
１　決定年月日時　平成24年２月２日午後１時50分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　櫻田　康則
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３号
岩手県花巻市大通り２丁目７番10号
債務者　小友　征子
１　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第１９１７号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室5049番地１
債務者　田中ファンこと　パレデス　タナカ　ファン　フレディ
１　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０４４号
さいたま市南区根岸５丁目18番３号　ヴィラ白幡マンション702号室
債務者　武藤　俊弘
１　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０４７号
さいたま市緑区大字中尾1616番地３　サンライズ大熊Ｃ105、旧住所千葉県館山市大網30番地の４　ベルハウス102
債務者　湯江　貴子（旧姓小宮）
１　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１１５号
埼玉県川口市西青木１丁目26番13号　クッキーハイツ101号、旧住所埼玉県川口市幸町２丁目９番16―403号　ビアリッツ幸町
債務者　永井　佳己
１　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１１７号
埼玉県川口市八幡木２丁目３番地の７　マンション幸303号
債務者　小原　利文
１　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係